

# 祝 名誉町民 推戴



【名誉町民第17号】

## 神薙 武氏のご功績

昭和40年に秩父別町役場に奉職され、教育長、助役を経て、平成19年3月に秩父別町長に就任されました。以来今年3月に退任されるまで3期12年の永きにわたり町政を担い、まちの振興・発展に多大なご貢献をいただきました。

秩父別町の振興・発展にご尽力されたご功績を称え、神薙氏を4月1日に開かれた町議会臨時会で17人目の名誉町民に推戴し、満場一致の同意を得て決定されました。

4月9日の名誉町民称号贈呈式で名誉町民章などが贈られ、澁谷町長は「町長として12年間、子育て支援や移住定住促進に積極的に取り組まれ、平成29年には総人口の増を成し遂げるなど、町の振興発展に多大なご貢献をいただきましたありがとうございます。今後ともお元気で、更なるご活躍を願っています。」と挨拶しました。

称号贈呈を受け神薙氏は、「平成最後の名誉町民の称号をいただき、大変光栄に思います。これからも一町民として町の振興発展を願います。」と話しました。



## 前町長 神薙 武氏に 秩父別町名誉町民称号を贈呈



# 令和元年度の政策予算が可決されました

今年度の当初予算は、町長改選の年のため義務的経費や継続事業が中心の骨格予算として編成していましたが、4月22日に開催された町議会臨時会で、新規事業や政策的な事業を追加する補正予算（政策予算）が可決されました。

政策予算では、一般会計に4億424万円、農業集落排水事業特別会計に2,817万円を追加し、全会計の予算総額は39億9,022万円（前年度比2億1,851万円、5.8%の増）となりました。

会 計 名		令和元年度予算 (骨格+政策)	平成30年度予算	増減額	増減率
一 般 会 計		30億 4,040万円	28億 2,835万円	2億 1,205万円	7.5%
特 別 会 計	国民健康保険事業特別会計	4億 142万円	3億 9,761万円	381万円	1.0%
	後期高齢者医療特別会計	4,950万円	4,796万円	154万円	3.2%
	介護保険特別会計	3億 1,116万円	3億 583万円	533万円	1.7%
	農業集落排水事業特別会計	9,877万円	9,504万円	373万円	3.9%
	簡易水道事業会計	8,896万円	9,693万円	▲ 796万円	▲ 8.2%
合 計		39億 9,022万円	37億 7,171万円	2億 1,851万円	5.8%

令和元年度

## 予算ピックアップ（政策予算分）

- ▶ 項目についている**新**は新規事業です。
- ▶ 入札を予定している事業等について、予算額を掲載していない場合があります。

<p><b>新 防災行政無線デジタル化実施設計</b> 防災行政無線のデジタル化に向けた実施設計を行います。</p> <p><b>新 公共施設の照明LED化改修</b> 役場庁舎、ふれあいプラザ等の照明をLED化改修します。</p> <p><b>新 ホームページリニューアル</b> 町のホームページをスマートフォンに対応したものに全面リニューアルします。</p> <p><b>新築住宅取得補助金 600万円</b> 住宅の新築に100万円、新婚・子育て世帯に50～150万円上乗せして補助します。</p> <p><b>新 診療所デジタルレントゲン更新</b> 平成8年に導入し老朽化が著しいデジタルレントゲン装置等を更新します。</p> <p><b>新 プレミアム付商品券の発行 6,583万円</b> 本年10月から消費税が増税されることに伴い、全町民を対象にプレミアム付商品券を販売します。</p>	<p><b>新 保養研修施設送迎用大型バス購入</b> 送迎用の大型バス1台を購入します。</p> <p><b>新 除雪グレーダー更新</b> 平成12年度に購入した除雪グレーダーを更新します。</p> <p><b>新 町道2丁目路線舗装改修</b> 7条交差点から南側140mと、踏切までの北側300mの舗装を改修します。</p> <p><b>新 2条排水機場機能診断</b> 2条排水機場の改修に向けた機能診断と修繕計画の策定を行います。</p> <p><b>新 町営住宅屋根塗装改修</b> 中央東A団地5棟10戸の屋根塗装等を行います。</p> <p><b>新 B&amp;G海洋センター大規模改修</b> 施設の老朽化に伴い、屋根や鉄骨の塗装、濾過機等の設備の更新をします。</p> <p><b>新 農業集落排水処理施設機能強化事業実施設計</b> 浄化センターの機能強化のため、実施設計を行います。</p>
--	---

予算に関するお問い合わせ

役場総務課総務グループ 電話 33-2111 (内線35)

# 移住・定住促進事業を

# お知らせします



交流体験農園「なつみの里」

秩父別町では、人口減少対策、移住・定住を促進するため各種事業を実施しています。  
その事業の詳細と予算額についてお知らせします。

## 結婚祝金交付事業（企画課） 予算額 100 万円

町内在住の方が結婚したときに『結婚祝金』を交付します。交付を受けようとする方は、婚姻の届出日から3ヶ月以内に必要書類を添えて申請してください。

### 支給対象者

- ・婚姻の届出前に夫婦のいずれか一方が、町内に住所を有すること
- ・婚姻届出日現在に、夫婦の合計年齢が80歳未満であること
- ・結婚祝金申請前に夫婦共に町内に住所を有すること
- ・夫婦共に、交付決定の日から継続して1年以上町内に住所を有することなど

### 祝金の額

- ・夫婦1組に対して20万円

## 出産祝金交付事業（住民課） 予算額 250 万円

子どもを産み育てやすい環境をつくり、定住促進を図ることを目的として、出産後1年を経過したお子さんを対象に祝金を交付します。

### 支給対象者

- 平成30年4月1日以降に出生し、1年を経過し、下記のいずれにも該当する方が対象です。
- ・町内に住所を有すること
  - ・出生日以前から町内に住所を有し、出生児を扶養している世帯の父又は母

### 祝金の額

- ・第1子の場合 10万円（内3万円商品券）
- ・第2子の場合 20万円（内5万円商品券）
- ・第3子以降 30万円（内10万円商品券）



## 新築住宅取得補助金交付事業 (企画課) 予算額 1,200 万円

秩父別町に定住することを目的として、住宅を新築した方に新築住宅取得補助金を交付します。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65 ㎡以上の住宅を新築した方 <span style="float: right;">※事業実施前にご相談ください。</span></li> <li>・ 事業計画認定を受けてから 6 ヶ月以内に住宅建設工事を完了された方</li> <li>・ 新築住宅取得から 3 ヶ月以内に住民票を異動された方</li> <li>・ 補助金の交付決定の日から (秩父別町に住所を有し、認定住宅に) 継続して 5 年以上定住する方など</li> </ul>
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100 万円</li> <li>・ 新婚世帯又は子育て世帯 (養育 1 人) の場合は 50 万円上乗せ</li> <li>・ 子育て世帯 (養育 2 人) の場合は 100 万円上乗せ</li> <li>・ 子育て世帯 (養育 3 人以上) の場合は 150 万円上乗せ</li> </ul>

## 住宅用地取得補助金交付事業 (企画課) 予算額 600 万円

秩父別町に定住することを目的として、住宅を新築または中古住宅を取得し、土地を購入した方に住宅用地取得補助金を交付します。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100 ㎡以上の土地を購入し、65 ㎡以上の住宅の新築 <span style="float: right;">※用地取得前にご相談ください。</span></li> <li>または中古住宅を取得した方</li> <li>※新築または中古住宅の改修を伴う場合は事業認定の日から 6 ヶ月以内に工事を完了された方</li> <li>・ 土地取得の日から 1 年以内に事業認定を受けた方</li> <li>・ 2 親等以内の親族から購入した土地でないこと</li> <li>・ 補助金の交付決定の日から継続して 5 年以上秩父別町に定住する方など</li> </ul>
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅用地購入価格の 3 分の 2 (上限 100 万円)</li> <li>・ 市街地区にあっては、1 ㎡あたり 5,000 円を上限とし、それ以外は 1 ㎡あたり 300 円を上限とします。</li> </ul>

## ふるさと回帰同窓会開催補助金 (企画課) 予算額 45 万円

町内で開催される同窓会に要する経費の一部を補助することで、ふるさと回帰のきっかけをつくり、移住・定住を促進しながら地域経済の活性化を図ります。

対象となる同窓会	<p>同じ学校を卒業した者同士が、当時を振り返るために集まるものであり、次のいずれにも該当する同窓会が補助対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秩父別町内の料飲店で飲食を伴い開催されるものであること</li> <li>・ 10 名以上の参加で開催されるもので、うち町内居住者が 1 名及び町外居住者が 5 名以上であること</li> </ul>
補助の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同窓会の中で、町の施策などを参加者に周知していただきます。</li> </ul>
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同窓会に対する補助金の額は、参加者 1 人につき 1,000 円として、合計 30,000 円を限度として交付します。ただし、同じ同窓会への補助金の交付は年度内 1 回を限度とします。</li> </ul>



## 住宅リフォーム補助金

予算額 700 万円

補助金の交付を受けるためには

- ▶ 着工前に役場建設課に相談して、事業認定を受ける必要があります！  
※着工後の申請は受付することができませんのでご注意ください。
- ▶ 30 万円 (税込) 以上の工事が補助対象です。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内に住所を有する方 (町外から本町に住所を異動しようとする方を含む)</li> <li>・ 改修をする住宅の所有者で、かつ、現在その住宅に住んでいる方 (町内の空き家を取得して居住しようとする方を含む)</li> <li>・ 補助金の交付決定の日から継続して 5 年以上秩父別町に居住する方</li> </ul>
補助金額	<p>◆現在住んでいる住宅を改修する場合 対象経費の 3 分の 1 (上限 30 万円)</p> <p>◆町内の空き家を改修する場合 対象経費の 2 分の 1 (上限 100 万円) (町内の空き家を取得または空き家を賃貸中でその住宅を取得して居住しようとする場合を含みます)</p> <p>※空き家を改修する場合は、次の要件をすべて満たさなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①改修工事が完了してから 3 ヶ月以内に住民票をその住宅の場所に異動して居住すること</li> <li>②空き家を取得してから 1 年以内であること</li> <li>③ 2 親等以内の親族から取得した空き家でないこと</li> </ol>

	区分	対象工事	左記工事の付帯として対象とするもの
補助対象工事	内装 (各部屋共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ドア取替 ○床改修 (床材張替含む)</li> <li>○段差解消 ○壁改修 (塗装・壁材張替含む)</li> <li>○部屋の間仕切りの変更改修</li> <li>○増築改修 ○天井改修 (天井材張替含む)</li> <li>○内窓設置 ○手すり取付・取替</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふすま取替 ○障子張替</li> <li>○畳入替・表替え</li> </ul>
	玄関	○あがりかまち、ベンチ	○下駄箱取付・取替
	台所	○流し台取替 ○カウンター改修	○換気扇取替 ○棚取替 ○蛇口取替
	トイレ	○便器交換 ○手洗い設置・改修	○手洗い蛇口取替 ○ウォシュレット取替
	浴室・脱衣室	○ユニットバス設置・交換 ○浴槽交換	○洗面台 ○蛇口取替 ○シャワー取替
	電気	○電気配線改修	○コンセント設置・交換
	外装	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋根葺替え ○屋根塗装 ○外壁張替え</li> <li>○外壁塗装 ○防水工事 ○手すり取付</li> <li>○サッシ取替 (ガラスのみは不可)</li> <li>○玄関フード設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○風除室サッシ取付</li> <li>○換気口取付・取替</li> <li>○網戸取付・交換</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○断熱工事</li> <li>○対象工事のうち新旧入替に伴う撤去処分費用</li> </ul>		

### 留意事項

一度交付を受けた方及びその世帯は補助対象になりません。また、上記表の付帯工事のみを行う場合は補助対象になりません。

## 個人住宅耐震改修助成金 【住宅リフォーム補助金と併用可】

地震災害の被害軽減のため、個人住宅の耐震改修工事費の一部を助成します。

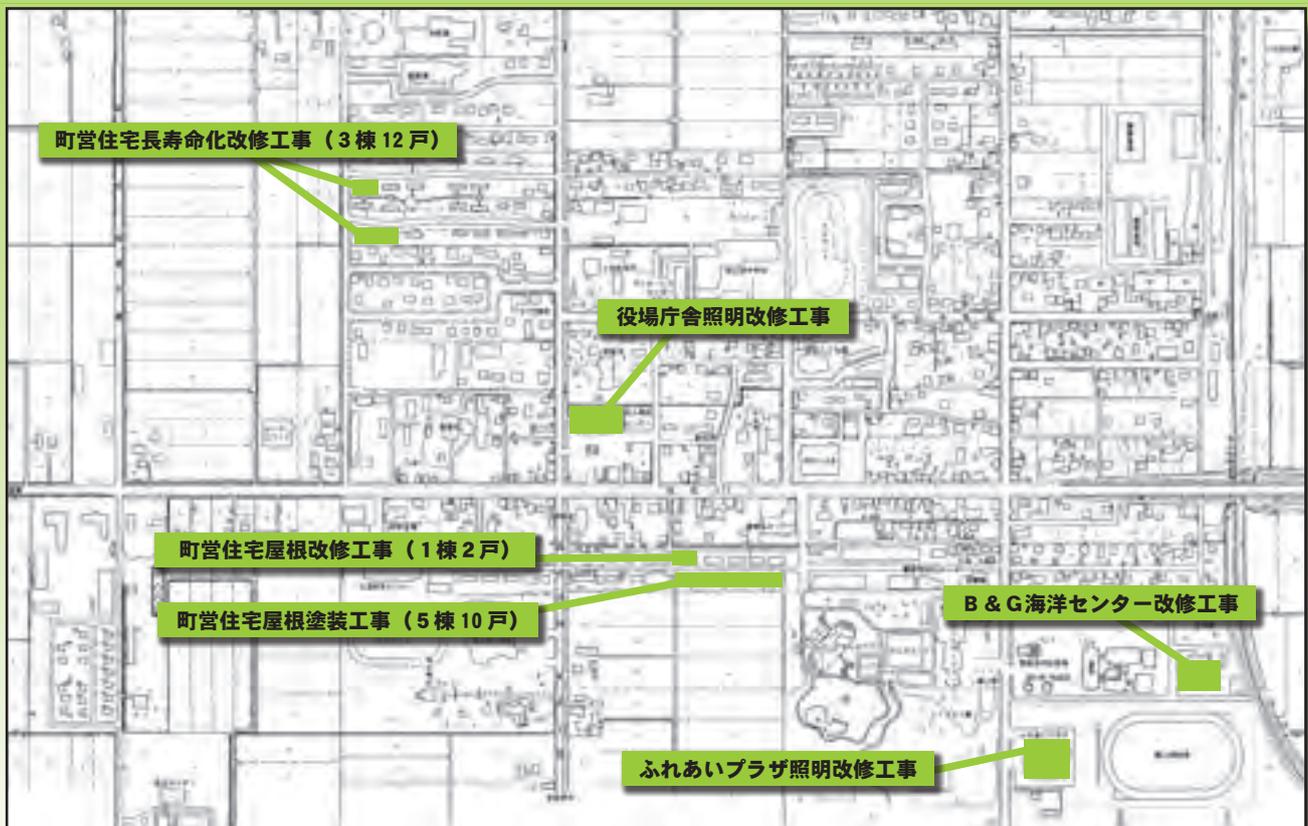
助成対象	・ 住宅の所有者または借人で、秩父別町に住民票があり現に居住している方
対象住宅	・ 事前に耐震診断を受けて倒壊の危険性があると判断された昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造専用住宅など ※共同住宅、寄宿舎等は対象外です。
助成額	・ 耐震改修工事費 (消費税を除く) の 5 分の 1 (千円未満切り捨て上限額 30 万円)
耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震診断は、国土交通大臣が定めた基準によるものとします。</li> <li>・ 空知総合振興局による耐震診断を無料で受けることができます。(ただし、要件あり)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震改修工事を実施しようとする方は、工事前に必ず役場建設課にご相談ください。</li> <li>・ 助成は、同一の住宅または同一の申請者に対して原則 1 回とします。</li> <li>・ 耐震改修工事完了届の提出期限は、令和元年 12 月 28 日です。</li> </ul>



# 令和元年度

## 主要建設工事の 実施予定箇所を お知らせします

※当初予算+政策予算分を  
掲載しています。



お問い合わせ 役場建設課建設グループ 電話 33-2111 (内線92)

